

## 府民公募型整備事業（府民提案型）技術審査一覧【山城南地域】

整理番号	提案施設			提案概要	用地買収の有無	工事の仕分け等（第1段階チェック）		技術審査（第2段階チェック）結果						技術審査結果	事業委員会意見等	備考					
	種別	名 称	所在地			対象	→対象工事とならない理由 (欄外:対象番号を記入)		公共事業としての必要性、地域づくりとの整合性		技術上の適合性	速効性									
							公共事業としての必要性	地域づくり等との整合性	地域要望等との整合性	関係法令、構造基準等との適合性		早期対応の必要性	他の管理者等との調整の難易								
1	交通安全施設	信号機（新設）	木津川市市坂久保川30番地先 木津横田線木津中ノ川線交差点	城山台の開発が進んで交通量が多くなり、木津横田線への合流が困難で事故も発生しているため、信号機の設置を要望	無	○		○	○	○	×	○	○	実施しない		木津署管内（受付番号5）					
2	交通安全施設	信号機（新設）	相楽郡精華町光台1丁目3番地先 光台1号線光台2号線交差点	周辺の土地利用が進み、交通量、事故が増加しているため、信号機の設置を要望	無	○		○	○	○	○	○	○	実施		木津署管内（受付番号6）					
3	交通安全施設	信号機（新設）	相楽郡精華町大字祝園小字権上り1番地9先 管井義田線南福北ノ堂線交差点北詰	生活道路が抜け道として利用され、通行車両も多く、速度も速い。通学路の安全対策のため、信号機の設置を要望	無	○		○	○	○	○	×	○	実施しない		木津署管内（受付番号54）					
4	交通安全施設	信号機（新設）	木津川市兜台6丁目6番地4先 東西幹線1号線積水総合住宅研究所前	南陽高校前から相楽台交差点までの間に横断歩道が1箇所あるのみで、信号機がないため、信号機の設置を要望	無	○		○	○	○	○	×	○	実施しない		木津署管内（受付番号76）					
5	交通安全施設	信号機（新設）	木津川市木津川台3丁目6番地1先 けいはんな記念公園木津緑みずき通交差点	交通量の多い交差点であり、児童が、みすき通を横断する際の安全対策として、信号機の設置を要望	無	○		○	○	○	○	×	○	実施しない		木津署管内（受付番号159）					
6	交通安全施設	信号機（新設）	木津川市木津川台1丁目12番地1先 けいはんな記念公園木津緑ゆりのき通交差点	住宅開発等により、交通量が増加し、横断歩道の利用者も多いことから、安全横断を確保するため、信号機の設置を要望	無	○		○	○	○	○	×	○	実施しない		木津署管内（受付番号160）					
7	交通安全施設	信号機（新設）	木津川市相楽大徳16番地先 相楽吐師線北之庄大徳線交差点	交通量が多く、安全に出入り出来ないため、信号機の設置を要望	無	○		○	○	○	×	×	○	実施しない		木津署管内（受付番号239）					
8	交通安全施設	信号機（新設）	木津川市梅谷中ノ坪地内 木津中ノ川線梅美台幹線交差点	新しく道路（交差点）が出来たが、通学路であり、また、坂道でスピードが出やすいため、信号機の設置を要望	無	○		○	○	○	×	×	○	実施しない		木津署管内（受付番号240）					

◆【第1段階チェック：対象とならない工事】

- ①国や市町村が管理する施設に関する工事
- ②利便性向上や環境整備に関する工事
- ③特定の個人や団体等の利益に限られる工事
- ④道路バイパス工事や河川整備工事など相当の事業期間を要する大規模な工事、建物の新築・大規模な改築工事

☆《他事業での実施》

- ⑤他の事業で既に着手している又は計画区間等に含まれている工事

◆【第2段階チェック：技術審査】

6項目について○、×の評価を記入

## 府民公募型整備事業（府民提案型）技術審査一覧【山城南地域】

整理番号	提案施設			提案概要	用地買収の有無	技術審査（第2段階チェック）結果							技術審査結果	事業委員会意見等	備考				
	種別	名 称	所在地			公共事業としての必要性、地域づくりとの整合性			技術上の適合性	速効性									
						対象 →対象工事とならない理由 (欄外: 対象番号を記入)	公共事業としての必要性	地域づくりとの整合性		地域要望等との整合性	関係法令、構造基準等との適合性	早期対応の必要性	他の管理者等との調整の難易						
9	交通安全施設	信号機（新設）	木津川市梅谷荘谷地内 奈良加茂線荘谷1号線交差点	府道の交通量が多く、交差点に進入出来ないため、信号機の設置を要望	無	○		○	○	○	○	×	○	実施しない		木津署管内 (受付番号241)			
10	交通安全施設	信号機（新設）	木津川市梅美台7丁目4番地1先 梅美台幹線（仮称）奈良阪川上線 交差点	交差点に奈良阪川上線が接続し、交通量の増加が予想され、見とおしも悪いことから、信号機の設置を要望	無	○		○	○	○	○	×	○	実施しない		木津署管内 (受付番号244)			
11	交通安全施設	信号機（新設）	相楽郡精華町大字 祝園小字長塚33番地4先 祝園砂子線	通学路であるが、駅前に通する道路で送迎車両が多く、歩行者がいても停止しないため、信号機の設置を要望	無	○		○	○	○	○	×	○	実施しない		木津署管内 (受付番号245)			
12	交通安全施設	信号機（新設）	相楽郡精華町精華台1丁目2番地先 精華台みづき通り 精華台小学校前	通学路であるが、年々交通量も増加していることから、安全横断確保のため、信号機の設置を要望	無	○		○	○	○	○	×	○	実施しない		木津署管内 (受付番号267)			
13	交通安全施設	信号機（文字板設置）	木津川市山城町不知田 上狹城陽線JR構 倉駅前交差点	感知されていることがわからず、早期発進する車が多く危険。感知したことを表示する文字板の設置を要望	無	○		○	○	○	○	○	○	実施		木津署管内 (受付番号3)			
14	交通安全施設	信号機（予告灯・半感応化）	相楽郡笠置町有市 附竹 R163有市口	トンネルやカーブで信号機の視認性が悪いので、予告灯設置を要望 町道から国道へ進入しにくいので半感応化を要望	無	○		○	○	○	○	○	○	予告灯のみ実施		木津署管内 (受付番号4-111)			
15	交通安全施設	信号機（半感応化）	相楽郡笠置町有市 根台 R163東部集会所前	国道の交通量が多く、町道からなかなか進入できないため、信号機の半感応化を要望	無	○		○	○	○	×	○	○	実施しない		木津署管内 (受付番号112)			
16	交通安全施設	信号機（多現示化）	木津川市梅美台西 奈良加茂線木津東西線交差点	交差点の東進右折が滞留することがあるので、右折青矢信号の設置を要望	無	○		○	○	○	×	×	○	実施しない		木津署管内 (受付番号242)			

◆【第1段階チェック：対象とならない工事】

- ①国や市町村が管理する施設に関する工事
- ②利便性向上や環境整備に関する工事
- ③特定の個人や団体等の利益に限られる工事
- ④道路バイパス工事や河川整備工事など相当の事業期間を要する大規模な工事、建物の新築・大規模な改築工事

★《他事業での実施》

- ⑤他の事業で既に着手している又は計画区間等に含まれている工事

◆【第2段階チェック：技術審査】

6項目について○、×の評価を記入

## 府民公募型整備事業（府民提案型）技術審査一覧【山城南地域】

整理番号	提案施設			提案概要	用地買収の有無	工事の仕分け等（第1段階チェック）		技術審査（第2段階チェック）結果						技術審査結果	事業委員会意見等	備考					
	種別	名称	所在地					公共事業としての必要性、地域づくりとの整合性	技術上の適合性	速効性		早期対応の必要性	他の管理者等との調整の難易								
						対象	→対象工事とならない理由 (横外:対象番号を記入)			公共事業としての必要性	地域づくり等との整合性	地域要望等との整合性	関係法令、構造基準等との適合性								
17	交通安全施設	信号機 (多観示化)	木津川市木津雲村 天理加茂木津線木 津川市道64号線 交差点	通勤時間帯の交通量が多く、右折しにくいため、 右折青矢信号の設置を要望	無	○		○	○	○	×	×	○	実施しない		木津署管内 (受付番号243)					
18	交通安全施設	横断歩道	木津川市加茂町高 田下ノ平51先	横断歩道の設置要望	無	○		○	○	○	○	○	○	実施		木津署管内 (受付番号007)					
19	交通安全施設	最高速度	木津川市相楽地内	最高速度規制の実施要望	無	○		×	○	○	×	×	○	実施しない		木津署管内 (受付番号30、 31、32、33)					
20	交通安全施設	一時停止	木津川市州見台1 丁目15-1-5先	一時停止の設置要望	無	○		○	○	○	○	○	○	実施		木津署管内 (受付番号183)					
21	交通安全施設	横断歩道	木津川市州見台1 丁目33-5先	横断歩道の設置要望	無	○		○	○	○	○	○	○	実施		木津署管内 (受付番号184)					
22	交通安全施設	横断歩道	相楽郡精華町光台 5丁目26-6先	横断歩道の設置要望	無	○		×	○	○	×	×	○	実施しない		木津署管内 (受付番号246)					
23	交通安全施設	横断歩道 一時停止	相楽郡精華町大字 南福八委小字丸山 7番地先	横断歩道の設置要望 一時停止の実施要望	無	○		○	○	○	○	○	○	実施		木津署管内 (受付番号247、 248)					

◆【第1段階チェック：対象とならない工事】

- ①国や市町村が管理する施設に関する工事
- ②利便性向上や環境整備に関する工事
- ③特定の個人や団体等の利益に限られる工事
- ④道路バイパス工事や河川整備工事など相当の事業期間を要する大規模な工事、建物の新築・大規模な改築工事

☆《他事業での実施》

- ⑤他の事業で既に着手している又は計画区間等に含まれている工事

◆【第2段階チェック：技術審査】

6項目について○、×の評価を記入